

**湘南グリーン介護老人保健施設**  
**短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程**

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団相光会が開設する湘南グリーン介護老人保健施設（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、看護、医療管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるように努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 湘南グリーン介護老人保健施設
- (2) 開設年月日 平成10年4月1日（指定年月日 平成12年2月22日）
- (3) 所在地 神奈川県横須賀市大矢部1丁目9番32号

- (4) 電話番号 046-837-3500  
FAX番号 046-837-3505
- (5) 管理者名 石引 圭
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1451980010号）  
（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。（令和6年3月31日）

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 管理者               | 1. 0人                 |
| (2) 事務長               | 1. 0人                 |
| (3) 医師                | 1. 0人（管理者と兼務）         |
| (4) 薬剤師               | 0. 3人                 |
| (5) 看護職員              | 9. 6人                 |
| (6) 介護職員              | 24. 8人                |
| (7) 支援相談員             | 2. 0人（うち1人は介護支援専門員兼務） |
| (8) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 |                       |
| ・ 理学療法士               | 1. 0人                 |
| ・ 作業療法士               | 2. 0人                 |
| ・ リハビリ助手              | 0. 5人                 |
| (9) 栄養士               |                       |
| ・ 管理栄養士               | 1. 0人                 |
| (10) 介護支援専門員          | 1. 0人（支援相談員と兼務）       |
| (11) 事務職員             | 3. 0人                 |
| (12) 運転員              | 2. 0人                 |
| (13) 調理員              | 委託職員                  |

（従業者の職務内容）

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の統括管理、指導を行う。
- (2) 事務長は、管理者の行う業務全般について補佐する。
- (3) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (4) 薬剤師は、医師の指示に基づき、調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (5) 看護職員は、医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、入所者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく看護を行う。
- (6) 介護職員は、入所者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく介護を行う。
- (7) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画・指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (8) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護職員等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(9) 栄養士（管理栄養士）は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(10) 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(11) 事務職員は、当施設における庶務、経理及び管理の業務を行う。

(12) 運転員は、利用者の送迎を行う。

（利用定員）

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保険施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

（短期入所療養介護の内容）

第8条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理とする。

2 各種加算の算定を受けるものは、別に定める利用料金表のとおりとする。

（利用者負担の額）

第9条 利用者負担の額を次のとおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額は、別に定める利用料金表による。

(2) 利用料は、別に定める利用料金表による。

（通常の送迎の実施区域）

第10条 通常の送迎の実施区域を以下のとおりとする。

横須賀市及び横須賀市近隣地域

（身体拘束等）

第11条 当施設は、原則として入所者に対する身体拘束を廃止する。ただし、当該入所者または他の入所者等の生命又は身体を保護するため等、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合においては、原則として利用者家族の同意を得たうえで行うこととし、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。併せて、身体拘束の解除に向けた取り組みを行っていく。

（褥瘡対策等）

第12条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用にあたっての留意事項）

第13条 当施設の入所にあたっての留意事項は以下のとおりとする。

- ・ 施設入所中の食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事を摂取するものとする。食費は、第9条に利用料金として規定しているが、同時に第8条の規定のとおり、入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限は、施設に委任されているものとする。
- ・ 面会は10時より20時までとする。

- ・ 消灯時間は21時とする。
- ・ 外出・外泊は、3日以前に看護職員に申し出、許可を得るものとする。
- ・ 飲酒・喫煙は、基本的に禁止とする。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、必要に応じて可能とするが、持ち込む際には、職員に申し出のうえ、利用者の氏名を明記すること。
- ・ 金銭・貴金属については、基本的には持ち込み禁止とするが、状況によっては事務室において管理するものとする。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、緊急やむを得ない場合に限る。
- ・ 施設内での宗教活動は禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ 他の利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震災害等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を配置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には施設職員を充てる。
- (2) 火元責任者には施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生したときは、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービス・看護を提供するために、事故発生防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し、必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断したときは、速やかに利用者家族へ連絡するとともに、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診察を依頼する。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。サービスにあたっては、互いに協力して施設の秩序を

維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) 互いに協力し合い、能率の向上に努めるよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 施設職員の資質向上のためにその研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団相光会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、深夜勤務に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第20条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正行う。

- 2 感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 施設職員及び委託職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護し、漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、入試者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護保険短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団相光会の理事会において定めるものとする。

## 附 則

この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

この運営規定は、平成20年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、平成22年6月1日より一部改正する。

この運営規定は、平成23年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、平成25年12月1日より一部改正する。

この運営規定は、平成27年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、平成28年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、平成29年8月1日より一部改正する。

この運営規定は、平成30年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、令和元年10月1日より一部改正する。

この運営規定は、令和6年4月1日より一部改正する。